



# ちよだ社協 令和6年度 事業計画の概要(社会福祉事業区分)

## 基本的な考え方

昨今社会問題として取り上げられている 8050 問題を始め、ダブルケアやヤングケアラーの増加、若者のひきこもりや子どもの貧困等を含む複雑多様な福祉課題を解決するために、区は令和6年度、公的なサービスと住民や民間団体等が進めるサービス、その他の社会資源を組み合わせながら問題解決にあたるための調整役となるコミュニティソーシャルワーカーを配置することとし、本会がその業務を受託する予定です。このコミュニティソーシャルワーク事業の開始により、本会はこれまで以上に積極的に地域福祉の推進を中核的に担っていきます。

また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、千代田区でも令和6年度より本会の成年後見センターを区の「中核機関」として位置づけ、区と一体となって成年後見制度の利用促進を図ることになりました。

このような動きに見られるように、社会福祉法上「地域福祉の推進を図ることを目的とした団体」として社会福祉協議会への期待がますます高まる中、具体的な成果も問われています。

令和6年度、千代田区社会福祉協議会は下記「基本理念」および「はあとプラン」に掲げる4つの「基本方針」に基づき、千代田区における地域福祉活動を進めていきます。

### ■基本理念

みんなが参加し ささえ合うまちづくり

### ■基本方針(「はあとプラン」活動目標)

- 1 誰ひとり取り残さない地域社会づくり
- 2 身近な圏域における多様な活動の創出
- 3 地域共生社会の実現
- 4 組織体制の整備と財政基盤の強化

## 事業の柱

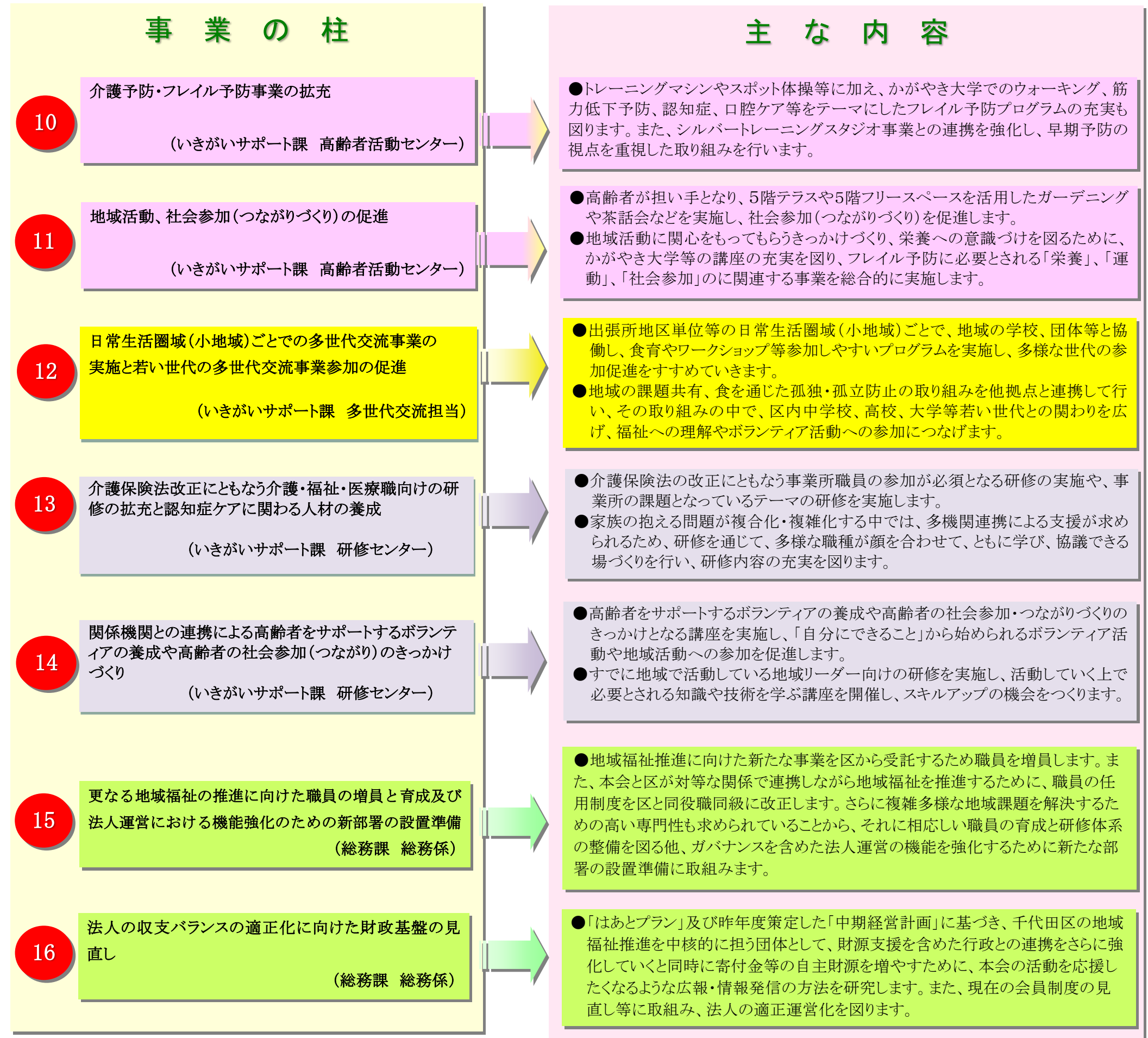
- 1 コミュニティソーシャルワーク事業の受託【新規】  
多様な福祉課題への対応と地域の福祉力向上にむけた支援  
(地域サポート課 地域サポート係)
- 2 ボランティア活動の理解とすそ野を広げる取り組み強化  
(地域サポート課 地域サポート係)
- 3 災害時に備えたつながりづくりの強化  
(地域サポート課 地域サポート係)
- 4 居場所づくりと担い手の育成(神田地域の拠点づくり)  
(地域サポート課 アキバ分室)
- 5 住民主体の支え合い活動による新しい形の地域連携  
(地域サポート課 アキバ分室)
- 6 権利擁護支援の「中核機関」受託運営【新規】  
(在宅サポート課 成年後見センター)
- 7 「検討支援会議」及び「地域連携ネットワーク協議会」の設置【新規】  
(在宅サポート課 成年後見センター)
- 8 住民のたすけあい事業における支援会員増強と、関係機関との連携強化  
(在宅サポート課 在宅サポート係)
- 9 コロナ特例貸付者へのフォローアップ支援事業の実施  
(在宅サポート課 在宅サポート係)

## 主な内容

- 地域共生社会実現に向け、全職員地区担当制を活かし、多くの生きづらさを抱える区民等の相談など福祉課題を受け止め、多機関との連携のもと整理し、課題解決に向けた取り組みを行います。
- 地域課題を区民・関係機関・行政と共有し、様々な資源やネットワークを活用しながら、つながりづくりや地域福祉活動の推進を行い、「支え手」「受け手」という関係を超越して、区民の活躍の場づくりを支援します。
- 学校での福祉出張講座の機会を拡大し、企業での多様な働き方に対応したボランティア活動の提案、SNSを活用した情報発信など、特に若年層に向けてボランティア理解を深め、活動者のすそ野を広げる取り組みを強化します。
- 災害時に行政や多様な団体と連携協力できるよう、平時からの顔の見える関係づくり構築を目指し、ちよだモデルネットワーク(CMN)の周知に努めるほか、首都直下型地震等の大規模災害に重点を置いた災害学習会を開催します。
- 災害時に社協が立ち上げる支援拠点のイメージを、平時から区民とも共有するために、区民参加型の災害ボランティアセンター開設・運営訓練を強化します。
- コミュニティソーシャルワーク事業における神田地域の拠点をめざします。アウトリーチをふまえた仕組みづくりをする際に不可欠なのが住民の力です。これまでアキバ分室事業に参加していた住民含め、自らが主体となり、居場所づくりや担い手になれるよう、学習会の実施のほか、活動しやすい仕組みを創出します。
- 「食」というツールを活用した居場所づくりの定着を図ります。住民のみならず、在勤者・在学者が多いという千代田区の地域特性を活かした見守り体制を構築していきます。
- 千代田区において成年後見制度をはじめとした権利擁護を推進する「中核機関」としての業務を受託します。千代田区と連携し、権利擁護支援の中核機関として、「広報」、「相談・発見」、「権利擁護推進」、「後見人等支援」の4つの重点項目を強化していきます。
- 支援関係者が対応に苦慮しているケース等について、専門職等も含め、本人の権利擁護を図る上での支援方針を検討する場として、「検討支援会議」を定例化して実施します。
- 地域に関わる様々な人々が、権利擁護支援の重要性を理解し、成年後見センターの役割を十分理解することによって、早期発見、早期相談につながるよう、「地域連携ネットワーク協議会」を設置し連携を図ります。
- 困りごとのニーズに合わせ、支援者をコーディネートするしくみについて、学生やシニア世代を対象に広く周知し、マッチング件数の増加を図ります。特にファミリーサポートセンター事業では学生を対象とした準支援会員を増強します。
- 複雑多様な生活課題を抱える世帯が増加しており、ケースによっては世帯全体を支援対象と捉え、関係機関とより密に連携した対応を行います。
- 新型コロナの影響により経済的ダメージを受け、当時社協による生活資金の貸付を行ったもののいまだ償還ができていない世帯に対し、その後の生活状況についてアンケート調査を実施します。その回答有無および内容により、金銭面以外にも生活課題や孤立を抱えていないか等を把握するとともに、現状に合った手続き案内や効果的な相談支援を行います。



# ちよだ社協 令和6年度 事業計画の概要(社会福祉事業区分)

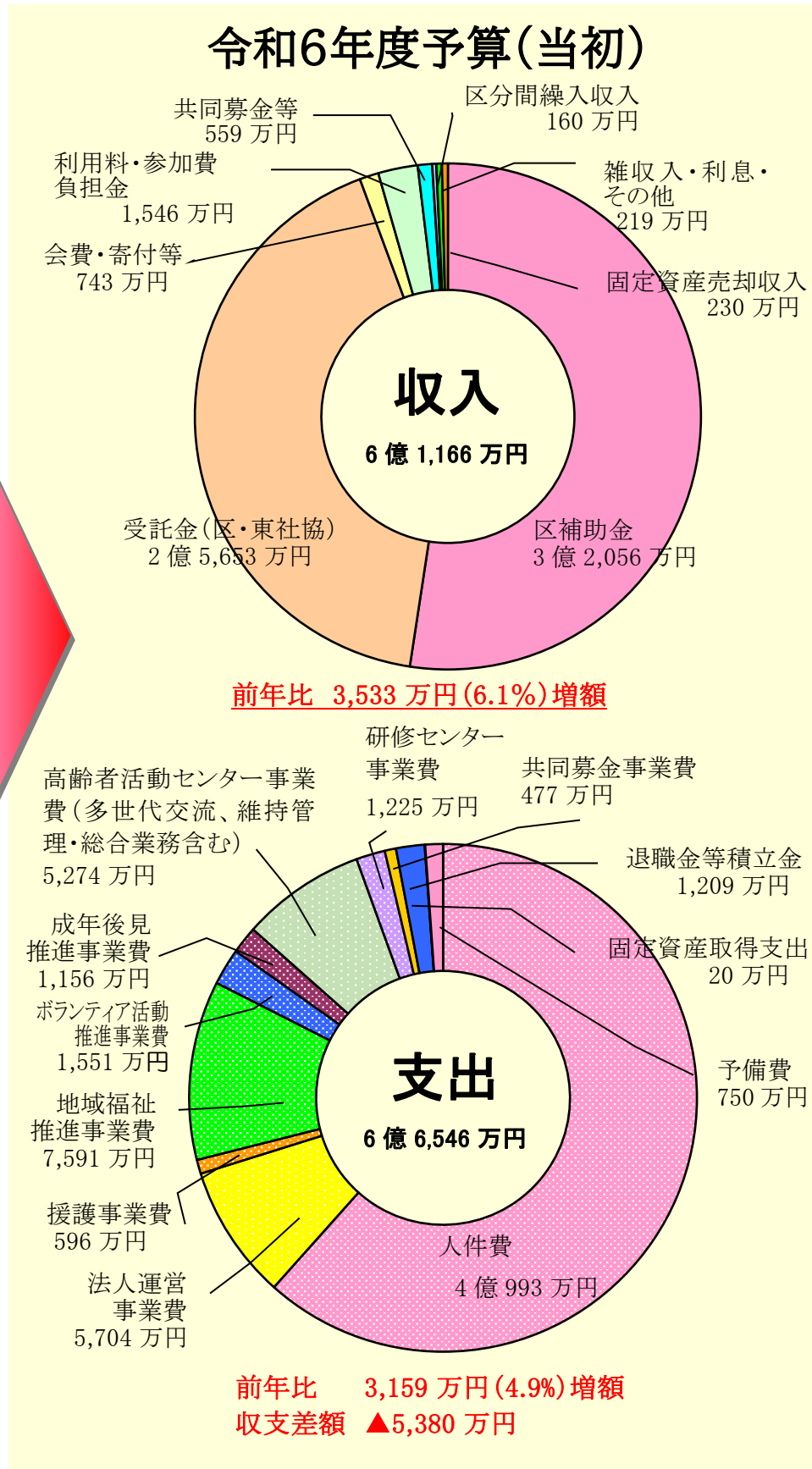
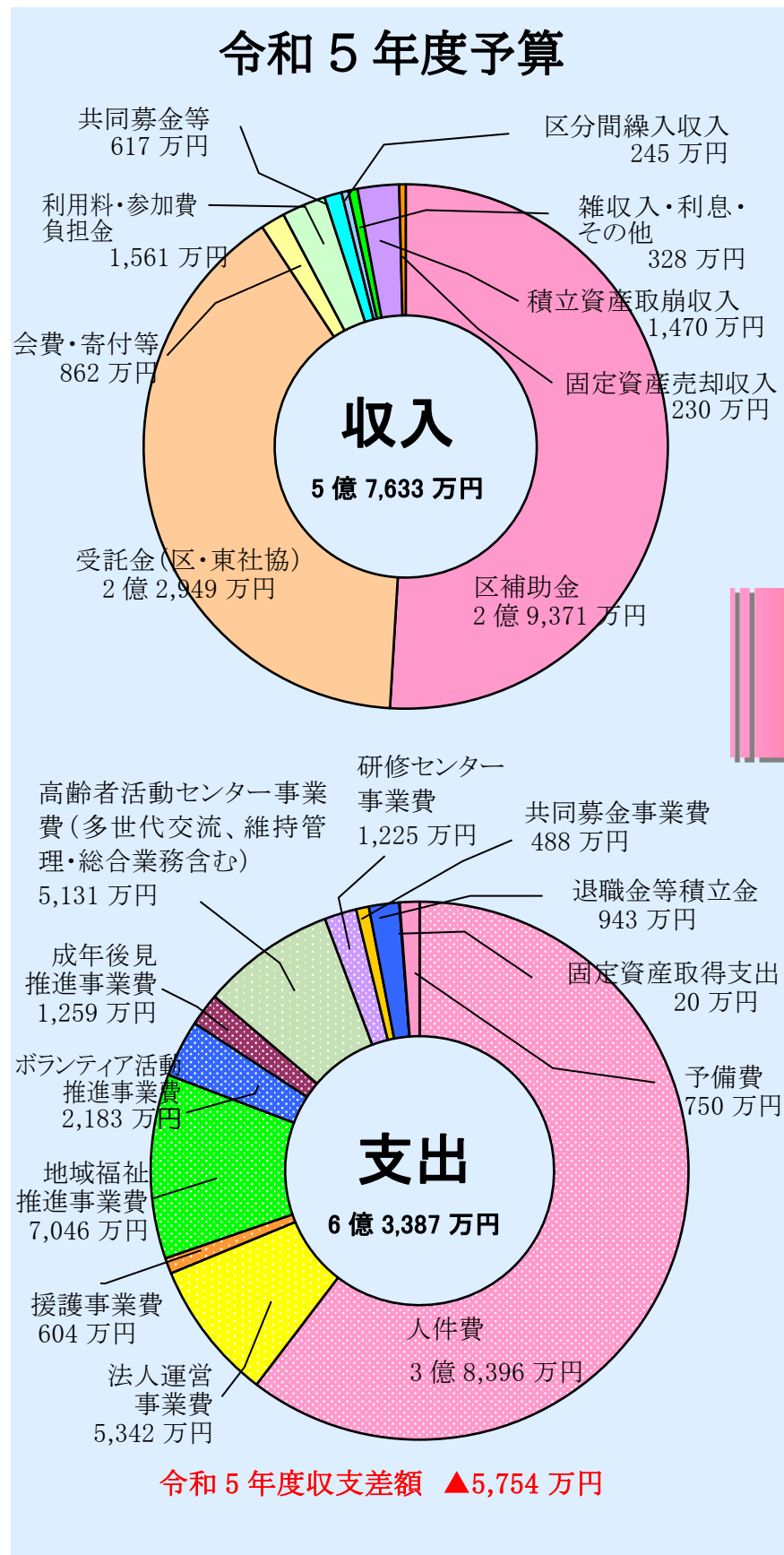






# ちよだ社協 令和6年度 当初予算の概要(社会福祉事業区分)

※予算(案)の詳細については、別冊「令和6年度 事業計画・予算(案)」をご覧ください。



### 主な増減理由

**【収入について】**

<増額>

- 区補助金(2,685万円)
  - 特別区人事委員会勧告に基づく、月例給の改定による増額
  - 職員増員による増額
- 受託金(区・東社協)(2,704万円)
  - 区よりコミュニティソーシャルワーク事業受託のため増額
  - 区より中核機関事業受託のため増額

<減額>

- 会費・寄付等(119万円)
  - 寄付金・活動賛助金の収入減による減額
- 積立資産取崩収入(1,470万円)
  - 定年退職該当者なしによる減額

**【支出について】**

<増額>

- 人件費(2,597万円)
  - 特別区人事委員会勧告に基づく、月例給の改定による増額
  - 職員増員による増額
  - 職員任用制度改正に伴う役職の等級変更による増額
- 法人運営事業費(362万円)
  - 広報誌(ちよだ社協)の全戸配布に伴う委託費の増額
  - 本会ホームページのリニューアルに伴う委託費の増額
- 地域福祉推進事業費(545万円)
  - コミュニティソーシャルワーク事業受託による増額
  - シルバートレーニングスタジオ事業の時間数増による事務経費の増額
- 退職金等積立金(266万円)
  - 職員任用制度改正に伴う役職の等級変更による増額
  - 職員増員による増額

<減額>

- ボランティア活動推進事業費(632万円)
  - CD・点訳サービス事業廃止による減額
  - 人件費を別途補助金に計上したための減額
- 成年後見推進事業費(103万円)
  - 区民後見人養成講座を実施しないための減額